

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。同基準では特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。

(1) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は「2. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

2. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位:円)

| 内容 | 金額 | 算定方法 |
|----------|-------|-----------------------------|
| 今年度は該当なし | 4,500 | 単位は長崎県の臨時職員日額賃金を参考に算定しています。 |